

社会福祉法人 脇浜保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人脇浜保育園（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程による評議員とは、法人の定款の定めによる評議員会の委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事で施設の職を兼務するものは適用しない。但し、職員給与に加え役員等の責任手当として別表2により報酬を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が、法人の運営業務に従事した時は、別表3により報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は別表3により報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は別表3により報酬を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又は理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人の運営業務の為に出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 法人監事が、監事監査等に関する業務を行った場合の報酬及び実費弁償については、別表3により報酬を支払う。
- 3 研修会、講習会を受講する為に宿泊が必要とする時の旅費算定については、社会福祉法人協浜保育園旅費規程に定める職員の例による。
- 4 旅費等は、社会福祉法人協浜保育園旅費規程に定める職員例による。

(重複支給の防止)

第7条 理事及び評議員または監事が、同一に開催される理事会及び評議員会のいずれも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償は支給しない。

- 2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規程により業務運営に従事した時は、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。
- 3 法人の役員及び関連法人の職員を兼務する役員及び評議員は、別表2により報酬を支払う。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1、この規定は、平成29年 4月 1日から施工する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償
理事会	日額 10,000円	実費額（協浜保育園旅費規程に準ずる）
評議員会	日額 10,000円	実費額（協浜保育園旅費規程に準ずる）

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償
施設職兼任理事	日額 10,000円	なし

表 3

名 称	報 酬	実費弁償
理事長	日額 10,000円	実費額（協浜保育園旅費規定に準ずる）
理事及び評議員	日額 10,000円	実費額（協浜保育園旅費規定に準ずる）
監事	日額 10,000円	実費額（協浜保育園旅費規定に準ずる）
監事監査	日額 20,000円	実費額（協浜保育園旅費規定に準ずる）